

1. 指定申請等、変更届出及び報告の提出書類

(◆印；申請書類 ○印；各申請等の提出書類)

提出書類	様式	指定申請	変更承認申請						指定取消申請	変更届出		報告	備考
			学則			施設				設置者 名称 位置	学則 課程 修業年限 教育課程 入学定員 を除くすべ ての変更		
			課程	修業 年限	入学 定員	教育 課程	校舎の 各室の 用途及 び面積	実習 施設					
◆ 設置計画書、 変更計画書、 指定取消申請書、 募集停止報告書	第1-1～ 8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
設置趣旨等を記載した書類		○											
変更事項、変更年月日、変更する理由及び変更に伴い 措置した事項を記載した書類			○	○	○	○	○		○	○			
事務担当者連絡先を記載した書類		○	○	○	○	○	○		○	○	○		
理事会等の議事録 (養成所新設に係る指定申請の場合は除く)		○	○	○	○	○	○		○	○	○	理事会等に付していない場合は、意思決定過程がわかる資料を添付すること。	
◆ 保健師(助産師、看護師、准看護師) 養成所の概要	第2-1	○	○	○	○	○	○		○	○	○		
①入学者選抜の概要 ②選択制導入に伴う選抜方法、選抜時期 ③編入学選抜の概要	第2-1 添付	○	○	○	○							①学生受入れ方針・方策(試験種別、選抜方法、学力試験科目等) ③具体的な計画(受験資格、既修得単位の認定方法、履修指導方法等)	
◆ 申請計画(変更承認申請、指定取り消し)の概要	第2-2	○	○	○	○	○	○						
◆ 授業科目の概要	第2-3	○	○	○	○	○						シラバスを添付すること。	
教育課程と指定規則との対比表	第2-4	○	○	○	○	○						第2-3に添付すること。	
◆ 新学則及び旧学則			○	○	○	○			○	○		学則施行規則及び各種規定類によって指定規則に定める事項について規定する場合、その規則等も添付すること。但し、学則施行規則及び各種規定類は新学則に伴うもののみ提出すること。	
学則新旧比較対照表	第3	○	○	○	○	○			○	○		学則に添付すること。	
地域の実情に照らした学生の確保の見込みに関する状況	第4-1	○	○	○	○						○	参考資料として提出すること。	
学生に関する事項	第4-2	○	○	○	○			○			○		
◆ 長、教員及び事務職員等の氏名等を記載した書類	第5-1	○	○	○	○	○							
◆ 教員の担当別人数	第5-2	○	○	○	○	○						新旧カリキュラムで様式が違うので注意すること。	
長、補佐及び専任教員等の履歴総括表 長、補佐及び専任教員の履歴書 就任承諾書	第5-3 第5-4 第5-5	○	○	○	○	○						第5-2に添付すること。 新設又は変更された科目についてのみ提出すること。 (添付書類) ①保健師、助産師または看護師免許証の写し ②専任教員養成講習会及び教務主任養成講習会の修了証の写し ③大学及び大学院の卒業証明書 ④教育に関する科目の履修証明書等の写し	
年次別実習計画(進度表)	第6	○	○	○	○	○							
実習指導体制	第6 添付	○					○					臨地実習を含む授業科目に変更がない場合は提出不要	
◆ 校舎の各室の名称、用途及び面積	第7-1	○	○	○	○	○							
◆ 校舎の各室の名称、用途及び面積の新旧対応表(新規申請の場合を除く)	第7-2	○	○	○	○	○							
①校舎等建物の配置図 ②校舎等建物平面図	第7-1 第7-2 添付	○	○	○	○	○						校地校舎を変更する場合は、変更前及び変更後の図面を添付すること。 未整備の場合：工程表 未着手の場合：工事計画	
③校舎の工程表、または工事計画		○				○							
機械器具及び模型の目録	第7-3	○	○	○	○								
図書目録総括表	第7-4	○	○	○	○								
◆ 実習施設総括表	第8-1-1	○	○	○	○		○						
◆ 実習施設総括表(新旧対応表)	第8-1-2	○	○	○	○		○						
◆ 実習施設に関する書類(実習施設概要)	第8-2-1, 2,3	○	○	○	○		○					新たに実習施設となるものについて提出すること。	
実習施設に関する書類(承諾書)	第8-3	○	○	○	○		○					第8-2-1,2,3に添付すること。	
◆ 収支予算及び向こう2年間の財政計画書	第9	○	○	○	○							国立及び公立の学校は提出不要	
看護師学校等指定・変更承認申請書類確認書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	該当箇所と確認書を突合し、署名欄に事務担当者と事務責任者の名前を記載すること。	
提出期限			学生受入れ前年度の5月末、7月末、もしくは10月末まで *新規・課程の変更は5月末までの申請が望ましい *課程の変更については前々年度申請を妨げない				施設使用開始日から起算して3か月前まで	在学生がいなくなる こと。 が確定した時点	変更届出又は報告の意思決定から1か月以内 *「意思決定」とは、理事会等の議決により正式な承認が行われたことを指す			申請が遅延する場合は、医療業務課担当者に連絡すること。	

※1 添付書類は、養成所設置計画書(指定申請書)の所定の位置に編綴して提出すること。なお、最終的に修正を加えた申請書については、表紙及び添付書類を除いた申請書部分のみを提出すること。

※2 参考資料は、養成所設置計画書(指定申請書)とは別々に編綴して提出すること。

※3 変更承認申請の「学則」に分類されている変更事項と「施設」に分類されている変更事項を併せて申請することはできない。

※4 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書(指定申請書)を提出する場合には、参考資料1を添付することにより、他の同じ設置計画書(指定申請書)に係る参考資料のうち重複するものは省くことができること。

2. 参考書類 (申請等の書類とは別綴すること。)

(○印: 各申請等に必要書類)

提出書類	指定申請	変更承認申請						指定取消申請	変更届出		報告	備考
		学則			施設				設置者名称位置	学則課程 修業年限 教育課程 入学定員 を除くすべての変更		
		課程	修業年限	入学定員	教育課程	校舎の各室の用途及び面積	実習施設					
1	他の養成所についての設置計画書(指定申請書)又は変更計画書(変更承認申請書)の表紙の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	統合カリキュラムを行う場合で他の養成所についての申請をしている場合等	
2	設置趣旨等に関する書類 (1) 設置目的・公益的意義 (2) 地域の実状に照らした学生の確保の見込みに関する状況(様式第4)	○	○	○	○							
3	準備状況に関する書類 (1) 理事会、学校運営会議等検討状況 (2) 開設までの作業スケジュール (3) 関係団体等の同意了解状況 (4) 専修学校の許可を申請している場合にはその旨	○	○	○	○	○			○			
4	設置者に関する書類 (1) 設置者の事業内容、組織 (2) 設置者が法人である場合 ア 法人の寄付行為又は定款 イ 登記簿謄本(原本) ウ 役員名簿 エ 法人許可官庁に提出した前年度の事業概要報告書 オ 収支決算書・財産目録、貸借対照表及び損益決算書の写し (3) 設置者が法人設立を予定している場合 ア 許可官庁に提出した申請書の写し (4) 資金計画に関する書類 ア 自己資金: 銀行等の残高証明書等 イ 借入金: 融資予定額、金融機関名(融資内諾書等の写し)、返済期間、返済計画 ウ 寄付金: 寄付をする者の財産証明書、寄付申込書 エ 他の借入金の有無: 返済計画等 オ 学生納付金	○	○	○	○							
5	養成所の組織図	○	○	○	○						設置主体との関係がわかるもので、看護師養成所以外の養成所を併設している場合は、併設する全ての養成所を含めた組織図とする。	
6	教育計画に関する書類 (1) 教育課程の考え方 (2) 教育内容 ア 授業要綱 イ 実習要綱 ウ 実習指導要綱	○	○	○	○	○	○					
7	実習計画に関する書類 (1) 実習計画表 (2) 週別病棟別実習生数(他校の実習生を含む)	○	○	○	○	○	○					
8	土地・校舎に関する種類 (1) 土地・建物の保有状況 ア 設置者所有の有無: 登記簿謄本 イ 寄付を受ける場合: 寄付物件の登記簿謄本及び寄付確約書 ウ 買収又は賃貸の場合(土地): 契約書 (2) 校舎の建設計画、各室の配置・面積(略図)	○	○	○	○	○						
9	図書に関する書類 (1) 図書の目録(100冊程度)	○	○	○	○	○					分類領域毎に書名(作品名)、著者名、出版社名、冊数、出版年等を記載する。	
10	指定取消後の書類の管理 (1) 管理責任者 (2) 管理場所 (3) 管理書類 ・学籍簿 ・卒業証書台帳 ・証明書発行台帳							○		○		
11	養成所指定指令書の写し							○		○		
12	その他参考となるべき書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

- ※1 添付書類は、養成所設置計画書(指定申請書)の所定の位置に編綴して提出すること。。なお、最終的に修正を加えた申請書については、表紙及び添付書類を除いた申請書部分のみを提出すること。
- ※2 参考資料は、養成所設置計画書(指定申請書)とは別々に編綴して提出すること。
- ※3 変更承認申請の「学則」に分類されている変更事項と「施設」に分類されている変更事項を併せて申請すること。はできない。
- ※4 同一の設置者が、同一の住所を有する養成所について複数の設置計画書(指定申請書)を提出する場合には、参考資料1を添付すること。により、他の同じ設置計画書(指定申請書)に係る参考資料のうち重複するものは省くこと。ができること。。